

福島県循環型社会形成に
関する条例（仮称）について

（答申）

平成16年11月8日

福島県環境審議会

福島県循環型社会形成に関する条例(仮称)について

条例の基本的考え方

わたしたち人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、大気、水、土壌、生物等との間の自然の循環が有する浄化能力の範囲内にとどまっていた。

しかしながら、科学技術の進歩等により物的な豊かさを享受した一方、限りある地球の資源を大量に消費するとともに、廃棄物を大量に排出するなど経済社会活動による環境への負荷を著しく増大させた結果、自然の循環を阻害し、さらにはその浄化能力の限界を超え、さまざまな環境問題を引き起こしてきた。

これからのわたしたちは、「環境の世紀」である21世紀において、人類は地球の生態系の多様な機能に支えられていると再認識し、生存の基盤である地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、本県の恵み豊かな環境とかけがえのない健全な地球環境を将来に引き継いでいくという「未来の世代からの信託」に応えていかなければならない。

そのためには、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会システムを変革し、自然と人が共生する「循環型社会」を形成していく必要がある。本県としても、環境の保全が経済活動や日常生活などを含めたあらゆる活動に最優先されるべき課題であるとともに、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考えの下、豊富な水資源や森林などの豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした「循環」を基調とする地域社会を形成していかなければならない。

まず、県をはじめとした行政機関が率先して取り組んでいくことはもちろんであるが、県民一人ひとりが、心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換を図り、日々の生活の中で常に「環境」のことを考え、地球にやさしい取組みを、自ら率先して実行することが非常に重要である。わたしたち一人ひとりの取組みの積み重ねが、環境への負荷の低減に向け非常に大きな力となるため、県民総参加で取り組むことが必要である。

また、各事業者においても、生産、流通、消費、廃棄の各段階で、天然資源の採取や廃棄物等の排出を抑制するなど、事業活動における環境への負荷の低

減を図るとともに、各業界さらには産業界全体に取組みが拡大していくことが極めて重要である。

さらに、循環型社会を構築するに当たっては、複雑かつ困難な諸課題も予想されることから、県民、民間の団体（注1 NPO、ボランティアグループ等）、事業者、行政等のあらゆる主体が、幅広い視野と連携による注2 超学際的取組みに基づいて、循環型社会の実現に向けたたゆまぬ努力を傾注する必要がある。

その結果、22世紀の本県では、これらの考えが子・孫さらに将来の世代にまで引き継がれて、自然界における大気、水、土壌、生物等との物質循環（自然循環）が健全な状態に保全されるとともに、経済社会活動における物質循環（資源循環）が適正に確保され、自然と人が共生する「循環型社会」が形成されていることを期待するものである。

これら基本的な考え方の下に、本県が今後「循環」を基調とした地域社会を形成していくため、循環の理念と県、事業者、県民それぞれの責務、さらに循環型社会を実現するための基本的施策やその施策を総合的かつ計画的に推進する「循環型社会形成推進計画」等を盛り込んだ条例を制定する必要がある。

条例に盛り込むべき事項

第1 目的

[基本的考え方]

前記の基本的考え方のもとに、条例の目的を規定することが適当である。

[規定すべき事項]

循環型社会の形成に関する理念を定めるとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにする。また、循環型社会形成推進計画の策定等、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、目指すべき循環型社会形成に向けた具体的施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを定めること。

第2 定義

[基本的な考え方]

条文中で使用される用語については、解釈上の疑義が生じないように定義規定を設けることが適当である。

[規定すべき事項]

「循環型社会」「廃棄物等」「循環資源」などについて、定義すること。

第3 循環の理念（循環型社会形成の理念）

循環型社会形成に関する基本理念を定めることにより、循環型社会形成を推進するにあたって前提となる基本的認識、循環型社会形成に向けた施策及び行動基本となる原理、目標を明らかにする。

（1）自然循環の保全

[基本的な考え方]

地球の生態系は、大気、水、土壌、生物等の間をいろいろな物質が循環し、微妙な均衡を保ちながら成り立っている。人類はその生態系の多様な機能に支えられていると再認識し、生物の多様性を維持するほか、森林などの本県の豊かな自然環境を保全するため、自然界における物質循環が尊重された社会が構築されるようにしなければならない。

また、水は、自然界を循環することにより、人間の水利用を可能にし、さらには生態系の維持、気候緩和、水質の浄化というさまざまな恩恵やゆとり・潤いといった精神的なやすらぎをもたらしている。このため、様々な水利用における負荷の低減を図るなど、水循環を保全していく必要がある。

特に、本県は、阿武隈川・阿賀川などの多くの源流域や猪苗代湖・裏磐梯の湖沼群さらには松川浦など多くの優れた水環境を有していることを踏まえ、森・川・海等を一体としてとらえた豊かで清らかな水循環を確保し、美しい風土にとけこむ地域社会を形成していく必要がある。

[規定すべき事項]

地球の生態系は、自然循環の中で微妙な均衡を保つことによって成り立っている。人類はその生態系の多様な機能に支えられていることにかんがみ、自然循環は、健全な状態に保全されなければならないこと。

水循環については、森、川、海等を一体としてとらえ、水質、水量及び生態系の観点から、健全な状態に確保されなければならないこと。

（2）資源循環の確保

[基本的な考え方]

石油・石炭などの有限な天然資源をこのまま現在の世代が使用し続けられれば、資源の枯渇や地球温暖化の問題により、将来の世代はもちろん他の生態系への影響は避けられないため、その使用の抑制を図る必要があり、再生可能な資源については、再生が可能な範囲内での使用にとどめる必要がある。

また、原材料、製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出された廃棄

物等についてはできるだけ資源として利用し、どうしても循環的な利用が行われないものは適正に処分することが徹底されるなど、資源循環の確保を図ることが必要である。

さらに、地域の自然循環は、地域における生活や第一次産業等の活動により形作られてきた里地里山等の二次的自然に負うところが大きいため、地域の自然循環を健全な状態に保つ上で、また、輸送に費やされるエネルギーを抑制する上でも、地域内における資源循環が促進される必要がある。

[規定すべき事項]

再生可能な資源は、長期的に再生可能な範囲で利用されるとともに、再生不可能な資源は、消費が抑制されなければならないこと。

原材料、製品等については、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならないこと。

原材料、製品等が循環資源となった場合の利用及び処分は、技術的及び経済的に可能な範囲で、次の優先順位にしたがい行われなければならないこと。

- 1 再使用
- 2 再生利用
- 3 熱回収
- 4 適正な処分

ただし、当該優先順位によらないことが環境への負荷の低減にとって有効である場合は、この限りではないこと。

豊かな自然環境や多極分散型の県土構造その他の本県の地域特性を生かした取組みに基づき、地域内における資源循環が促進されるようにすること。

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

[基本的な考え方]

循環型社会の形成には、県民一人ひとりが、環境の保全が経済活動や日常生活などを含めたあらゆる活動に最優先されるべき課題であるとの共通認識を持つ必要がある。学校や地域、事業所など様々な場における環境教育・学習の推進などにより、こうした共通認識を確かなものとした上で、県民、民間の団体、事業者、行政等各主体においては、それぞれの役割分担を踏まえ、自ら率先して行動するとともに、幅広い連携を図り、協働しながら取組みを進めることが必要であり、これらの取組みに対し必要な措置を講じなければならない。

また、当該措置に要する費用は適正かつ公平に負担されるようにしなければならない。

さらに、循環型社会の形成には、地元で生産されたものをその性格に応

じて可能な範囲で地元で循環して利用し、資源やエネルギーの節約に努め、良いものを大事に長く使うなど、自然と共生し、心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換が図られることが重要である。

[規定すべき事項]

循環型社会の形成は、社会のあらゆる構成員の率先した取組み、適切な役割分担、超学際的取組み等の幅広い連携の下に必要な措置が講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならないこと。

循環型社会の形成は、地元で生産されたものについて、その性格に応じて可能な範囲で地元で循環して利用するよう努めること、資源及びエネルギーの節約に努めること、良いものを長く大切に使用するよう努めること又はそれに値するものを供給するよう努めることなど、心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式に転換が図られることを旨として行われなければならないこと。

第4 県、事業者、県民等の責務

[基本的な考え方]

循環型社会を形成していくためには、県、事業者、県民等の主体がそれぞれの役割と責任を果たすことが重要であることから、これを責務として規定することが適当である。

[規定すべき事項]

(1) 県の責務

県は、循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有すること。

県は、循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するために必要な支援を行うよう努めること。

県は、施策の実施に当たっては、循環の理念にのっとり、県民、民間の団体、事業者、市町村等と緊密な連携を図るよう努めること。

(2) 事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、循環の理念にのっとり、自然循環を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

事業者は、循環の理念にのっとり、廃棄物等の発生を抑制し、循環資源を循環的に利用し、利用できない循環資源については適正に処分する責

務を有すること。

製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、循環の理念にのっとり、当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、循環資源となったものの循環的な利用の促進及び利用できない循環資源の適正な処分について必要な措置を講ずる責務を有すること。

事業者は、循環の理念にのっとり、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有すること。

(3) 県民の責務

県民は、循環の理念にのっとり、日常生活において、生活排水による水質汚濁の低減に取り組むこと等により、自然循環を適正に保全するよう努めなければならないこと。

県民は、循環の理念にのっとり、廃棄物等の発生を抑制し、再生品を利用すること、循環資源の分別回収に協力すること等により、廃棄物等の循環的な利用を促進するよう努めなければならないこと。

県民は、循環型社会の形成を推進するためには、県民一人ひとりの意識の向上が重要であることに留意し、循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有すること。

第5 循環型社会形成推進計画

[基本的な考え方]

循環型社会の形成を推進する具体的な施策の推進方向については、「循環型社会の形成に関する基本施策」に示すとおり広汎多岐にわたるものであり、これらの施策については、より具体的な行動計画として総合的かつ計画的に推進する循環型社会形成推進計画を別途策定すべきである。

このため、知事はこの計画を策定するに当たっては、福島県環境審議会の意見を聴く必要がある。

さらに、効果的な施策の実施と本条例の実効性の確保を図るため、注3 P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルの手法を取り入れるとともに、循環型社会形成推進計画は、おおむね5年毎に見直しを行う必要がある。

[規定すべき事項]

知事は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため循環型社会形成推進計画を策定すること。

循環型社会形成推進計画は、次に掲げる事項について定めること。

- 一 循環型社会の形成に関する施策についての基本方針
- 二 自然循環の保全に関する施策
- 三 資源循環の確保に関する施策
- 四 生活様式及び行動様式に関する施策
- 五 その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

知事は、循環型社会形成推進計画を策定するに当たっては、福島県環境審議会の意見を聴くこと。

循環型社会形成推進計画の見直しは、おおむね5年毎に行うこと。

第6 循環型社会の形成に関する基本施策

1 自然循環の保全に関する施策

(1) 森林の保全、整備等の推進

[基本的な考え方]

森林は、大気の浄化、水源のかん養、生物の多様性の確保等の自然循環を保全する機能を有するとともに、木材の生産等の資源循環の確保に資する機能も有している。このような森林の多面的な機能を維持・増進するためには、森林施業の推進等を通じて適切な管理に努める必要がある。

また、森林が適切に管理されるためには、森林・林業を支える担い手の育成・確保を図るとともに、再生可能な資源である県産木材等の利用促進を通じて林業生産活動の活性化を図る必要がある。

さらに、本県の豊かな森林を将来にわたり保全するためには、県民一人ひとりの理解と協力を得ながら、県民参加による森林づくりを推進する必要がある。

[規定すべき事項]

県は、自然循環の保全及び資源循環の確保に資する多面的な機能を有する森林を適正に保全、整備するため、必要な措置を講ずること。

県は、森林・林業を支える担い手の育成及び確保に努めること。

県は、県産木材等の安定供給及び需要の拡大を図ること。

県は、循環型社会の形成に果たす森林の役割が広く県民に理解されるように努めるとともに、県民参加による森林づくりを推進すること。

(2) 持続性の高い農業生産方式の普及等

[基本的な考え方]

農業生産活動及び農地は、自然循環に依存すると同時に、水源のかん養、生物の多様性の確保等の面で自然循環を保全する役割も担っており、さらに、農産物の供給を通して資源循環を確保する機能も有している。これら

の循環機能を維持・増進するために、環境負荷を低減した持続性の高い農業生産方式を普及する必要があるとともに、農地の適切な保全を図るほか、農業生産活動を支える担い手の育成・確保に努める必要がある。

[規定すべき事項]

県は、水循環、生態系等への環境負荷を低減し、持続可能な農業の確立及び自然循環の保全を図るため、家畜排せつ物の適正な処理を推進するとともに、たい肥等による土づくり並びに化学肥料及び農薬の使用量の削減を行う持続性の高い農業生産方式の普及を促進するよう必要な措置を講ずること。

県は、農地の持つ水源のかん養、生物の多様性の確保その他の自然循環を保全する機能を維持増進するため、遊休農地の発生を防止するとともに、既存の有休農地の活用を図るなど農地の保全を適切に推進するよう必要な措置を講ずること。

県は、農業を支える担い手の育成及び確保に努めること。

(3) 水産資源の適切な保存管理

[基本的な考え方]

水産資源は、自然循環の中で育まれた再生産可能な資源であるが、その持続的な利用を確保するためには、適切な保存管理が必要不可欠であり、さらに、幼稚魚の生息する藻場の減少等の環境変化や乱獲等により減少してしまった水産資源の回復を図ることも必要である。また、水産資源の適正な管理と利用を図るためには、漁業生産活動を支える担い手の育成・確保に努める必要がある。

[規定すべき事項]

県は、水産生物の生息環境を保全するなど水産資源の適切な保存管理が行われるよう必要な措置を講ずること。

県は、漁業を支える担い手の育成及び確保に努めること。

(4) 健全な水循環を確保するための総合的な管理

[基本的な考え方]

水は、自然界を循環することにより、人間の水利用を可能にし、さらには生態系の維持、気候緩和、水質の浄化というさまざまな恩恵やゆとり・潤いといった精神的なやすらぎをもたらしている。特に、本県においては、阿武隈川・阿賀川などの多くの源流域や猪苗代湖・裏磐梯の湖沼群さらには松川浦など多くの優れた水環境を有しており、豊かで清らかな健全な水循環を将来にわたって確保していくことが重要であり、水質、水量、生態系

を一体としてとらえた総合的な施策が必要である。また、河川流域においては、上下流の地域住民の理解と協力・連携が促進されることが望まれる。

[規定すべき事項]

県は、健全な水循環の確保に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、規制その他の必要な措置を講ずること。

県は、下水道、農業集落排水施設、浄化槽その他の排水処理施設の適正な整備及び維持管理を推進するため、必要な措置を講ずること。

県は、雨水の貯留又は浸透のための施設の整備を促進し、水の循環利用を推進するために必要な措置を講ずること。

県は、河川流域を介した上下流の地域住民の間の交流及び協力を促進するために必要な措置を講ずること。

(5) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水循環の確保

[基本的な考え方]

猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有するかけがえのないものである。この優れた水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくため、排水基準の設定、水環境保全計画の策定その他必要な事項を定め、健全な水循環を確保する必要がある。

[規定すべき事項]

県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水循環を確保するため法制上の措置その他必要な措置を講ずること。

(6) 野生動植物の保護

[基本的な考え方]

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であり、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであり、野生動植物の保護及びそれらの生息・生育地の保全等の施策を総合的に推進する必要がある。

[規定すべき事項]

県は、生物の多様性を保全し豊かな生態系を確保する観点から、環境の変化により減少しつつある野生動植物の保護を図るため、法制上の措置その他必要な措置を講ずること。

(7) 緑化の推進等

[基本的な考え方]

森林の減少、砂漠化の進行、地球温暖化、生物種の減少等の地球規模での環境問題がクローズアップされていること、山村の過疎化や林業経営の担い手の高齢化等が進んでいること、また、都市化が進展する中で、都市のみどりは快適で安全な生活を実現するうえで必要不可欠なものであることにかんがみ、自然循環を重視した良好なみどり環境の保全と創造を進める必要がある。

[規定すべき事項]

県は、大気の浄化、生物の多様性の確保、快適な生活環境の保全等を図る観点から、緑化の推進及び緑地の保全に関し、必要な措置を講ずること。

(8) 自然の再生及び修復の推進

[基本的な考え方]

健全な自然循環を維持、保全していくためには、過去の経済社会活動等により損なわれた生態系その他の自然環境について、自然再生の手法により蘇らせることが必要であり、自然循環の保全の観点からの十分な調査等を行った上で、再生・修復することが重要である。

[規定すべき事項]

県は、荒廃又は改変の程度が著しく、生態系の保全の観点から損なわれた自然を取り戻す必要性の高い地域について、自然を再生、修復する事業の実施及び支援に努めること。

(9) 公共事業における自然循環への配慮

[基本的な考え方]

公共事業の実施に当たっては、環境への負荷が可能なかぎり低減されるよう対策を実施し、自然循環の保全に配慮する必要がある。さらには、多様な自然のある水辺環境の形成を推進するなど、公共事業によって良好な自然循環を積極的に創造することも重要である。

[規定すべき事項]

県は、公共事業を実施するに当たっては、生物の多様性を確保する観点から野生動植物の生息又は生育に配慮した工法を採用するなど、自然循環の適正な保全に配慮すること。

2 資源循環の確保に関する施策

(1) 資源及びエネルギーの消費の抑制並びに新エネルギーの導入の促進

[基本的な考え方]

未来の世代に貴重な資源を残し、かつ、地球温暖化などの環境問題に対応するには、ものを大切に使い、資源やエネルギーを節約・有効利用するなどの地球にやさしい生活行動が求められている。このため、再生可能な資源は、長期的に再生可能な範囲で利用するとともに、再生不可能な資源は、可能な限り消費を抑制する必要がある。

また、太陽光やコージェネレーション（廃熱発電）をはじめとする新エネルギーの利用を、自然循環の保全に配慮しながら促進する必要がある。

[規定すべき事項]

県は、資源及びエネルギーの消費の抑制を促進するため、普及啓発その他必要な措置を講ずること。

県は、太陽光、太陽熱、バイオマス、雪氷冷熱、風力その他の新エネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずること。

(2) 環境への負荷を低減するための交通の円滑化

[基本的な考え方]

都市部における渋滞は、燃料消費量の増大、地球温暖化の原因となる二酸化炭素や大気汚染物質の増大等の問題を引き起こしており、渋滞を緩和又は解消し、環境への負荷の低減を図るため、交通の円滑化が求められている。このため、道路改良やマイカー使用抑制、公共交通機関の利用促進など円滑な都市交通の確保を図っていく必要がある。

[規定すべき事項]

県は、都市部における渋滞が緩和又は解消され、環境への負荷が低減されるようハード施策として現道の拡幅、交差点の改良等道路の改築を推進するとともに、ソフト施策として交通管制システムの高度化、公共交通機関の利用の促進等による交通需要マネジメントを推進するなど交通の円滑化を図るため、必要な措置を講ずること。

(3) 廃棄物等の減量及び循環的な利用の促進

[基本的な考え方]

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、廃棄物の増大やその質の変化をもたらし、廃棄物の適正な処理を困難にするとともに、環境への負荷の増大、資源の枯渇などの問題をもたらしている。

これらの問題を解決するためには、県民一人ひとり、事業者、行政等あらゆる主体が意識の変革を図り、廃棄物等の減量や循環的な利用を自ら率先して実行することが必要である。

また、廃棄物の減量及び循環的な利用を効果的に促進する必要性やその推進システムについて、各種情報の提供や意識の啓発などの普及啓発活動を行う必要がある。

[規定すべき事項]

県は、県民、事業者、市町村等の各主体が自発的に取り組むことにより廃棄物等の減量及び循環的な利用が促進されるよう、各主体に対する確かな情報の提供、意識啓発、助言その他必要な措置を講ずること。

(4) ゼロエミッション活動の普及

[基本的な考え方]

持続可能な経済社会の実現を目指すためには、資源の浪費や廃棄物の排出量の増大をもたらすこれまでの一方通行型の経済社会システムから、廃棄物を出さない経済社会、地域社会、企業活動である注4「ゼロエミッション」を基調とした資源循環型の経済社会システムに転換することが不可欠である。

したがって、廃棄物等の減量や循環的な利用の促進を図るため、地域が有する産業や技術等の特性を生かしながら、事業者、地域住民、民間の団体、行政等が連携して廃棄物等を循環的に利用し、廃棄物等の減量に取り組む継続的な活動である「ゼロエミッション活動」を推進することが重要である。

[規定すべき事項]

県は、ゼロエミッション活動の普及啓発及び取組みの拡充を図るため、必要な措置を講ずること。

(5) バイオマスの利活用の推進

[基本的な考え方]

再生可能な生物由来の有機性資源である注5バイオマスは、石炭、石油等の化石資源と異なり、適正な管理を行えば、枯渇することなく継続的な利用が可能であるとともに、燃焼させたときに発生する二酸化炭素が、植物の再生に伴い再び固定・吸収されるので、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を新たに増加させないカーボンニュートラル（炭素中立的）という特性を合わせ持つ優れた資源である。そのため、循環型社会形成に向けてエネルギーや製品として利用するなど総合的に利活用を推進していく必要

がある。

[規定すべき事項]

県は、バイオマスの製品又はエネルギーとしての利活用を促進するため必要な措置を講ずること。

(6) 地産地消の推進

[基本的な考え方]

農林水産業をはじめとする地域内産業の健全な活動を確保することが、地域の自然循環を保全する上で重要であり、また、輸送のためのエネルギーを削減する観点から地元で生産されたものは、その性格に応じて可能な範囲で地元で消費する地産地消の取組みを推進するなどして、地域内における資源循環を促進する必要がある。

[規定すべき事項]

県は、地元で生産された農林水産物、製品、サービス等を地元で消費する「地産地消」を推進するよう必要な措置を講ずること。

(7) 循環型社会の形成を推進している事業所への支援

[基本的な考え方]

事業者は、自らの事業所で行う様々な事業活動が、廃棄物等を発生させるなど環境への負荷を与えるおそれがあること、環境に配慮した事業活動が消費者の信頼を確保する上で重要であることを認識し、積極的に廃棄物等の減量や循環的な利用の促進等に取り組む必要がある。

また、事業者が環境に配慮した事業活動に取り組むことが、環境への負荷の低減に資するとともに、その取組みが社会において正当に評価されるような仕組みを構築することが必要であり、それにより事業所を賞賛・推奨し、その取組みを普及・促進することが重要である。

[規定すべき事項]

知事は、循環型社会の形成を推進していると認められる事業所に対し、認定その他必要な措置を講ずることができるものとする。
認定された事業所等に対し、必要な情報の提供その他の支援に努めること。

(8) 優良再生品の普及等

[基本的な考え方]

県内の廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るためには、循環的な利用が可能な廃棄物等を原材料として製造された製品が広く利用されることにより、市場を拡大していくことが重要である。そのためには、県内で発生した循環的な利用が可能な廃棄物等を利用し、製造された優良再生品を認定することによりその普及を図るとともに、県自らも優先的な利用に努めることが有効である。

[規定すべき事項]

知事が、優良再生品を認定できることとするとともに、県が認定された優良再生品の優先的な使用及び普及に努めること。

(9) グリーン購入の推進

[基本的な考え方]

環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務を優先的に購入する注6グリーン購入は、循環型社会の形成を需要の面から推進することにより、市場に占める環境物品等の割合を拡大する重要な役割を果たすものであり、各主体が一消費者として自ら積極的に取り組むことが有効である。

[規定すべき事項]

県は、県民、事業者等によるグリーン購入を推進するため、普及啓発その他必要な措置を講ずること。

県は、自ら率先してグリーン購入の実践に努めること。

(10) 産業廃棄物の適正な処理の促進

[基本的な考え方]

本県においては、首都圏などからの廃棄物の不法投棄及び不適正処理事案が後を絶たず、年々悪質巧妙化していることや、小規模な処理施設の維持管理や、産業廃棄物処理施設の設置に対する県民の不信や不安感などの諸問題がある。これらの問題解決のため、条例等の措置を講じているが、今後とも産業廃棄物の適正処理を促進するための施策を講ずる必要がある。

[規定すべき事項]

県は、産業廃棄物の適正な処理を促進するため、法制上の措置その他必要な措置を講ずること。

(1 1) 環境の保全上の支障の防止又は除去並びに安全の確保

[基本的な考え方]

循環型社会の実現に向けては、循環資源の再生利用等を推進する必要があるが、これに伴う公害の発生など、生活安全上の支障が生じてはならない。これらの公害を防止するための規制措置を適正に講じ、生活上の安全を確保する必要がある。

[規定すべき事項]

県は、循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止又は除去並びに安全の確保を図るため、必要な措置を講ずること。

3 生活様式及び行動様式に関する施策

(1) 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

[基本的な考え方]

循環型社会を形成するに当たっては、県民一人ひとりが、経済活動や日常生活などを含めたあらゆる活動において、循環型社会の形成に自ら率先して取り組む意識を持つとともに、そのための正しい知識を幼児期から生涯を通じ、身につけていくことが重要である。

[規定すべき事項]

県は、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずること。

(2) 民間団体等の自発的な活動の促進

[基本的な考え方]

循環型社会を形成するにあたっては、県民や事業者が「循環型社会の一員」として自発的に環境保全等の活動を行うようになることが重要であるとともに、地域、学校、事業所等の環境保全活動のつなぎ手としてのNPOやボランティアグループ、事業者団体をはじめとする民間の団体等の果たす役割も極めて重要である。

[規定すべき事項]

県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が行う循環型社会形成に関する自発的活動が促進されるよう、人材の育成や必要な情報の提供等の措置を講ずること。

4 共通の施策

(1) 調査の実施及び科学技術の振興

[基本的な考え方]

循環型社会の形成を推進するための施策を適切に策定、実施していくためには、自然循環及び資源循環の現状と課題や、講じようとする施策の効果、環境への影響等を適切に把握する必要がある。

また、循環型社会の形成を推進する上で予想される困難な諸課題を解決するためには、超学際的に研究開発を進め、その成果を普及するなど、科学技術の振興が図られることも重要である。

[規定すべき事項]

県は、循環型社会の形成に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査を実施すること。

県は、循環型社会の形成に必要な科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずること。

(2) 経済的措置

[基本的な考え方]

環境保全に係る従来の施策は、排出基準を設定するなどの直接規制的手法が中心であったが、今後は、経済的な誘因により各主体の行動を誘導する経済的手法も含めたあらゆる手法について幅広く検討を行い、各種政策手法を組み合わせるなど実効性のあるものを構築していくことが重要である。

[規定すべき事項]

県は、県民、民間の団体、事業者等の循環型社会の形成への取組みを促進するため、財政金融上の措置その他の経済的な措置を講ずるよう努めること。

- 注1 NPOとは、Nonprofit Organization（非営利組織）の略で、「公共的な領域において、社会的な課題を解決することを目的とし、組織の使命への賛同者やボランティアなどの力を運営の基本に据えて活動する団体」と定義します（「福島県におけるNPOとの協働に関する指針」より）。
- 注2 超学際とは、学際が本来有する自然科学、社会科学、人文科学等の各学術分野の融合と深化を図るという考え方に、産学官にNPO等の市民を加えた幅広い連携の仕組み、さらには国際的交流の視点を加えることで、より実践的な形で複雑な問題の解決を図っていくということです。
- 注3 PDCA サイクルとは、PLAN（計画）、DO（実施及び運用）、CHECK（点検及び是正）、ACTION（見直しによる行動）を1サイクルとし、このサイクルを続けることにより、継続的な改善を図っていくシステムです。
- 注4 ゼロ・エミッションとは、ある産業の製造工程から出る産業廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すものです。最終的に処分地に入る廃棄物をゼロにしようとする運動で国連大学が提唱し、企業や自治体で取組みが進んでいます。
- 注5 バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。
- 注6 グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。